

第Ⅲ部特論²

文化財・民俗

第Ⅲ部特論³

尼崎の歴史・文化財施設

特論2 文化財・民俗1

尼崎の文化財・民俗



寺町・大覚寺節分会 狂言と護摩焚き 昭和46年2月3日撮影

はじめに 人間の文化的活動により形成された、

有形・無形の文化遺産のことを「文化財」といいます。昭和二五年（一九五〇）に文化財保護法が公布・施行されて以降、用語・概念として広く一般に用いられるようになりました。同法は次のとおり分野・種類を列記し、これらのうち歴史的・文化的・学術的・芸術的価値の高いものを、「文化財」と定義しています。

- ①有形文化財 建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料
 - ②無形文化財 演劇・音楽・工芸技術等
 - ③民俗文化財 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服・器具・家屋等
 - ④記念物 貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅等の遺跡・庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等の名勝地、動植物（生息地・自生地等を含む）・地質鉱物
 - ⑤文化的景観 地域における生活・生業・風土により形成された景観地
 - ⑥伝統的建造物群 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
- 尼崎地域にも、数多くの文化財があります。このうち、考古資料・埋蔵文化財については本書第III部第二章「尼崎の古代」の第一節〈入門編〉及び次項のコラム「教育委員会の文化財調査」に解説しているので、ここではこれ以外の文化財・民俗についてみていきます。

尼崎市の文化財保護行政 平成二八年（二〇一六）三月末現在、尼崎市には国指定一〇件、兵庫県指定一一件、尼崎市指定四五件の指定文化財があり、加え

て一〇件の国登録文化財があります（個人所有の指定文化財を除く）。明治・大正期に指定を受けた国指定重要文化財五件を除いて、すべて昭和四〇年代以降に指定されたものです。

戦後初期、市の文化財保護行政を担当したのは、市教育委員会の社会教育課でした。教育委員会発足以前の教育部の時代、文化財保護法が施行された昭和二五年には「史蹟探査巡覧テキスト」、翌二六年には「尼崎市史蹟の手引」を発行し、市民に対する啓発を開始しています。昭和三〇年代に入ると、尼崎市史編集事業（昭和三七年開始）にともなう市内の歴史資料・文化財調査が始まり、加えてこの前後に重要な考古遺跡の発見・発掘が相次ぎます。なかでも昭和四〇年に発見された田能遺跡は注目を集め、市民の関心が高まったことも施策を進める大きな機運となりました。

昭和四四年六月の田能遺跡の国史跡指定、翌四五年七月の市立田能資料館設置に続いて、四七年九月には尼崎郷土史研究会から「市立郷土資料館建設についての請願」が市議会議長に提出されるなど、文化財保護行政充実の市民要望が高まります。こういった動向を受けて、昭和四八年一〇月、市立立花小学校の空き教室を改装し、考古遺物・民俗資料等を収蔵する市立文化財収蔵庫が開設されます。さらに昭和五七年四月には尼崎市文化財保護条例が施行され、これにともない設置された尼崎市文化財保護審議会が市内の文化財保護について調査・審議を行なうこととなります。平成二一年一月には文化財収蔵庫が南城内の旧市立城内中学校校舎（元尼崎高等女学校校舎）に移転し、同年四月常設展示室を一般公開、平成二六年度には企画展示室も開設しています。

『尼崎市史』第10巻に調査・掲載した民家建築の例（いずれも昭和49年6月撮影）



農家 ときとも 時友・古田嘉章家



町家 なかざいけ 中在家町・塩見忠造家

この間、市教育委員会では文化財・民俗調査に取り組みとともに、史跡・文化財の案内・解説板の設置や展示・講座等の普及活動を実施し、平成七年に発生した阪神・淡路大震災後は被災文化財の保存修理にも取り組みました。これらの事業の成果刊行物を、本項末尾の参考文献一覧に列挙しています。

『尼崎市史』第一〇巻 一方、『尼崎市史』のなかで文化財・民俗を取りあげるのは、昭和四九年発行の第一〇巻です。この巻の特色は、彫刻・絵画・建築といった一般的な有形文化財及び民俗に加えて、石造美術と地名（大字名・小字名）まで幅広く収録している点にあります。以下、章ごとにみていきます。

第一章「尼崎の彫刻と絵画」 一 「彫刻と太刀」は毛利久氏、二「絵画」は磯博氏が調査・執筆を担当しました。なお、調査期間・規模等の制約から対象を社寺の所蔵作品に限定し、市民が所有するものの調査は行なっていない。

彫刻は、仏像など仏教関係を中心に、市内最古の仏像と考えられる寺町・大覚寺の伝日羅像や国指定重要文化財である開明町・本興寺の木造日隆上人坐像（本書第一部掲載）など、計一七点を掲載し、くわしく解説しています。なかには秘仏として調査はおろか拝観すらできなかったものも数例ありましたが、その一方で、地元で日常的に礼拝されていた仏像について、この調査によりはじめて文化財としての価値が明らかにされた例もありました。昭和五一年に県指定重要文化財に指定された戸ノ内・治田寺の木造阿弥陀如来坐像（第一部掲載）をはじめ、のちに県・市指定文化財に指定されたものもあります。

太刀は国指定重要文化財の二口、本興寺の銘恒次

（数珠丸）と櫻井神社の銘守家（現在は尼信文化基金所蔵）を掲載し、解説を加えています（いずれも第一部掲載）。絵画は、いずれものちに市指定文化財となった寺町・長遠寺の絹本着色涅槃図及び常光寺所在の浄光寺が所蔵する紙本着色浄光寺縁起図（いずれも第一部掲載）をはじめ、絵馬や天井画、障壁画など十数点を掲載し、これもくわしく解説しています。

第二章「尼崎の石造美術」 田岡香逸氏が調査・執筆を担当し、福沢邦夫氏が採寸及び拓本採り作業に協力しました。

調査対象の造立年代を中世に限定し、尼崎市域にはこの当時田岡氏が分類していた二六種類のうち十種類が見出せるとし、在銘遺品一六九基・無銘遺品四二基を採録。そのうえで、「まとめ」として石材の種類と推定産地、想定される石工の出身系統、中世尼崎地域に布教した仏教宗派との相関関係などに言及しています。また、これに加えて銘文（金文）が施された梵鐘・鰐口・雲版計五点を掲載しています。

なお、本書第一部には石造美術品の前記十分類のうち五種類について、それぞれを代表する尼崎地域の遺品計六点を掲載しています。また第III部第三章「尼崎の中世」の第一節〈入門編〉には、囲み記事「尼崎地域における石造美術調査」として田岡氏の事績を紹介しているの、こちらもご参照ください。

第三章「尼崎の建築」 浅野清氏が監修し、一「寺社」は浅野氏と櫻井敏雄氏、二「民家」三「明治の洋風建築」は青山賢信氏が調査・執筆を担当しました。

一「寺社」は、元和四年（一六一八）に始まる尼崎城築城にともない町場の寺院が移転した寺町において、近世初頭の遺構を残すとして本興寺と長遠寺を重

点的に解説したうえで、「その他の寺院」として寺町の四か寺を含む市域六か寺の本堂を紹介。さらに「門」「神社」という項目を設け、前者はこれも寺町を中心に寺院の門について考察のうえ、多くは近世中期の薬医門(本柱・控え柱二本ずつに切妻屋根をかける門)であると分析、後者は当時すでに県指定重要文化財であった富松神社本殿と、のちに県指定重要文化財となる長洲天満神社本殿(いずれも本書第一部掲載)を掲載し、解説を加えています。

二「民家」は、早期に都市化が進む尼崎市域、特に旧尼崎城下の町家はほとんど残存していないと予想されたにもかかわらず、近世に建てられたとみられる農家七〇数棟及び築地町を中心に町家数十棟を確認したとして、農家一九棟、町家一四棟を紹介しています。そのうえで、農家について平入り四間取り・妻入り縦割り・妻入り横割りという三種の混在を指摘し、さらに築地町に残る近世の町割りについても分析しています。これらの民家のなかには、その後の都市化や阪神・淡路大震災を機に失われたものもあり、昭和四〇年代でなければ記録し得なかった貴重な調査記録といえます。

三「明治の洋風建築」は、ユニチカ記念館と阪神電鉄尼崎倉庫(いずれも本書第一部掲載)を紹介・解説しています。

第四章「尼崎の民俗」市史編修室職員の山下幸子氏が、同室職員協力を得て調査・執筆しました。

「農耕儀礼と年中行事」誕生から葬礼まで一生の「通過儀礼」、氏神・鎮守の講や宮座などを記録する「ムラ」での信仰と集まり、「農業知識やまじない・ことわざ」などを記す「生活の知恵」、獅子舞や仕事歌などを

記録する「ムラの芸能と娯楽」、伝説・民話などを収録する「伝承と伝説」という六項目からなり、多くは旧農業集落の「ムラ」に取材する一方で、旧尼崎城下「マチ」の民俗及び、漁村・漁業についてはほとんど調査できていないことが惜しまれます。

第五章「尼崎の小字名」落合重信氏が調査・執筆を担当しました。
尼崎市域の大字別に、昭和一〇年代に大日本帝国市町村地図刊行会が刊行した市村別の『土地宝典』などから採録した小字を列挙し、あわせて大字単位の小字地図を掲載しています。列挙した小字には、昭和三八年二月調べの「尼崎市町名大字小字名調書」が記録する読みを聞き取り調査により補い、読み仮名を付しています。さらに、市域全体の地図上に大字・小字を区画して記す「尼崎市小字図」を、第一〇巻の付図として添付しています。

また、明治初年の地租改正により統合される以前の近世の字が村絵図などにより判明する大字(近世の村)については、これも合わせて列記及び図示しています。本書第三部第一章「尼崎の地理・地形」の第二節史料編③「地名を調べるための基本文献」に紹介しているとおり、尼崎地域の地名研究における基本資料文献のひとつです。

尼崎郷土史研究会による文化財・民俗調査 昭和三六年に発足した尼崎郷土史研究会は、発足当初から市内の文化財・民俗に関心を寄せ、調査・研究や保存活動に取り組んできました。昭和四六年に創刊した会報『みちしるべ』をはじめ同会刊行物に、会員による数多くの調査報告論考を掲載しています。

なかでも『みちしるべ』第三号、第二四号(二〇〇五・

果刊行物がいくつもあります。
もっとも新しいところでは、園田学園女子大学が地域と連携しながら民俗・伝承を掘り起こし、地域活性化に役立てる事業に取り組んでおり、その成果物として尼崎地域の伝説百話を収録・考察する大江篤編『尼崎百物語』(神戸新聞総合出版センター、二〇一六)が刊行されています。

文化財保護の法制度や、概念そのものも変化してきました。平成八年には文化財保護法の改正により、従来の指定文化財制度より対象を広げた登録有形文化財の制度が設けられました。そこには、歴史的・文化的価値基準に照らして普遍性を持つ指定文化財の重要性を認めつつ、これにとまらない多様な文化財の地域資源・歴史遺産としての価値を認める、社会の新たな考え方が反映しています。特に阪神・淡路大震災以降は、文化財保存を行政まかせにするのではなく、住民や地域団体、大学等の専門機関・専門家などが行政と協働し、多様な文化財を社会のなかで保全・活用するという考え方が定着し、実践されてきています。文化財や民俗をめぐる社会の動向や目線も、時代とともに大きく変化してきているといえるでしょう。

(執筆者) 羽間 美智子 / 地域研究史料館(担当 辻川敦)

尼崎の文化財・民俗に関する主要参考文献、
尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』
掲載論文・史料等一覧

三、二〇〇六・三)を「尼崎の伝説特集号」とし、地域の地区別にまとめた伝説を掲載しました(羽間美智子編集)。各地区に伝わる伝説を可能な限り収録し、これを伝える歴史的な典拠文献を判明する限り列記しており、平成年代に記録し得る尼崎地域の伝説・伝承の決定版を目指す内容です。

このほか、同会が組織的に取り組んだおもな調査事業として、昭和五〇年代と平成二〇年代の二次にわたって実施した市内の道標調査、これも昭和五〇年代に実施した神社調査、昭和六一・六二年度に実施した絵馬調査などがあります。これらの調査成果は、いずれも同会または市教育委員会が刊行する調査報告書等にまとめられています(後掲主要参考文献参照)。

おわりに 以上、市教育委員会の文化財保護行政、『尼崎市史』第一〇巻、尼崎郷土史研究会という三項目にわたり、それぞれ手がける尼崎地域の文化財・民俗をめぐる営みとその成果について解説しました。

このほか、昭和六〇年から六一年にかけて読売新聞 阪神・尼崎版に連載した尼崎を含む阪神地域の民話・伝説をまとめた同阪神支局編『阪神間の民話散歩 むかしと今と』(阪神読売会、一九八七)、山神一子氏が尼崎医療生協広報紙『にじと健康』に一七七年間にわたり連載した市内史跡紹介をまとめた『尼の散歩道』(尼の散歩道)を広める会、一九九六、あまがさき未来協会 まちづくり研究所研究委員・米山俊直氏提唱の都市における新たなフォークロア(民話・伝承)記録運動の実践結果をまとめた『ネオ・フォークロア入門 あまがさき発「街かど学」のすすめ』(財団法人あまがさき未来協会編、神戸新聞総合出版センター、一九九六)など、尼崎地域の史跡・文化財・民俗に取り組んだ事例や成

〔尼崎市教育委員会の刊行物〕

『尼崎史蹟の枝折』一九六一

『尼崎の文化財』尼崎の社会教育四四―一二 一九六九 このうち『尼崎の史蹟(史蹟)』『尼崎の文化財』

『尼崎の史蹟・文化財』などのタイトルにより、同様の内容の刊行物を一九七〇年代にかけて刊行

『尼崎の史蹟・文化財』(地図)一九八〇 以後数次にわたり改訂

『尼崎の文化財』一九八五 第二版一九八六

『尼崎の史蹟・文化財案内』一九九七 以後第三版(二〇〇九)まで改訂

『みどころ案内 尼崎の史蹟・文化財』二〇一六 分野・テーマ別

『古老からきいた歴史』尼崎の社会教育四四―一五 一九六九

『尼崎の民具』尼崎市民俗資料調査報告図録Ⅰ 尼崎市民俗資料調査団編集 一九七一

『尼崎の民俗資料』尼崎市文化財調査報告第一〇集・資料集第三集 尼崎市教育委員会・尼崎市民俗資料調査団編集 一九七五

『尼崎の農具』尼崎市文化財調査報告第一七集 一九八五

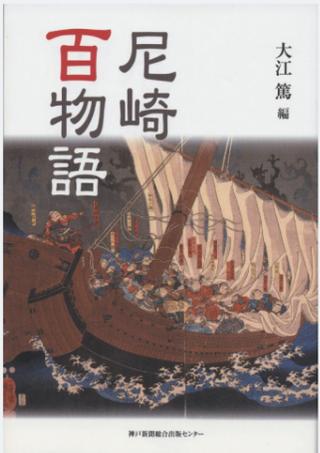
『尼崎の漁業』尼崎市文化財調査報告第一九集 一九八八

『尼崎の絵馬』尼崎市文化財調査報告第二〇集 一九八八

『尼崎市の指定文化財』尼崎市文化財調査報告第二三集 一九九二

『尼崎の社寺建造物』尼崎市文化財調査報告書第二三集 二〇〇二

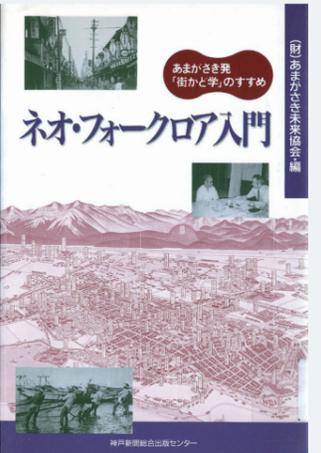
集 二〇〇二



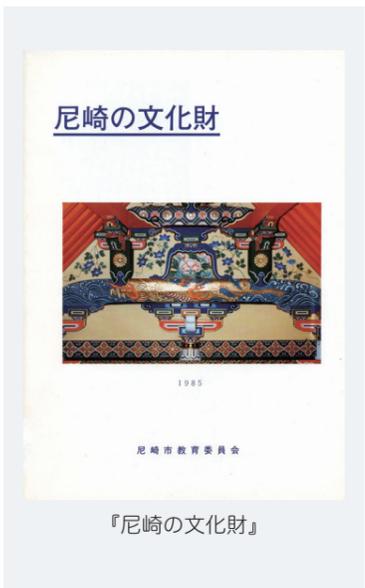
大江篤編『尼崎百物語』



ネオ・フォークロアの聞き取り調査を行なう米山俊直氏(向かって右)



あまがさき未来協会編『ネオ・フォークロア入門』



『尼崎の文化財』

『尼崎の神社・寺院建築』二〇〇二
 『くらしをささえた道具と技術』文部科学省科学研究費特定領域研究（A）日本近代産業史の実証的研究班との共同刊行 二〇〇四
〔文化財保存修理報告書〕
 『重要文化財本興寺開山堂修理工事報告書』重要文化財本興寺開山堂修理委員会編集・刊行 一九六三
 『重要文化財長遠寺本堂・多宝塔保存修理（災害復旧）工事報告書』『重要有形文化財長遠寺客殿・庫裏・鐘楼保存修理（災害復旧）工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会著作・編集 長遠寺 一九九八
 『重要文化財本興寺方丈開山堂保存修理（災害復旧）工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会著



建造物群」「文化財の保存技術」にわけ、指定（選定）または登録による保護の措置が示されています。また、遺跡は土地に埋蔵されている文化財「埋蔵文化財」として、保護の対象になっています。

これにより、教育委員会では文化財保護を目的とした各種の文化財調査を行なうこととなります。具体的に文化財保護法に示されている調査は、「指定及び登録された文化財の状況を把握するための調査」と、「指定・登録等、保護の措置を講じるための所在、形状、法量、内容確認等の調査」です。さらに、埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査等、遺跡の調査についても記されています。

また、教育委員会所管ということでは、博物館や資料館も博物館法にもつき、各種の調査研究を行なうこととなります。その成果は資料の収集や展示会等に活かされるほか、研究紀要や図録、報告書として刊行されることとなります。

目的によって異なる遺跡の発掘調査 教育委員会の文化財調査でもっとも皆さんなじみがあるのが、遺跡の発掘調査ではないでしょうか。発掘調査も必ず目的をもって行なわれます。ひとつは、一定の研究のために、その目的を達成することが見込まれる遺跡を選び、計画的に発掘する「学術目的の調査」です。もうひとつが、それは大きく異なり、おもに地方公共団体が文化財保護を目的として行なう「行政目的の調査」ということとなります。

さらに、「行政目的の調査」は、史跡整備のための情報を得るためなど、遺跡の保存を目的とした調査と開発事業等に先立つ記録の保存を目的とした調査に区別できます。現在、わが国で行なわれている年間約八

作・編集 本興寺 一九九八

『尼崎市指定有形文化財本興寺鐘楼（災害復旧）保存修理工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会編集 本興寺 一九九九
 『大覚寺文書保存修理事業報告書』尼崎市教育委員会編集 大覚寺 二〇〇八

〔尼崎市史編修室・地域研究史料館の編集・刊行物〕
 『尼崎の彫刻と絵画』市政PRシリーズ 尼崎市史編修室編集 尼崎市広報課 一九七四
 『尼崎の文化遺産』尼崎市立地域研究史料館編集・刊行 一九八一

〔尼崎郷土史研究会の刊行物〕
 『尼崎のみちしるべ』一九八〇
 『尼崎の神社』調査研究報告第二集 一九八二
 『尼崎の道標』二〇一一
〔兵庫県の刊行物〕

『尼崎桜井神社の文化財』兵庫県立歴史博物館企画展資料集No.16 兵庫県立歴史博物館編集・刊行 一九九二
〔『地域史研究』掲載論文・史料等〕
 尼崎の歴史と石造美術―文献史学批判―
 田岡香逸 第五巻第二号
 武庫村の民俗（一）（二）

文化財保護のための調査 地方公共団体が処理する事務のうち、「文化財保護に関すること」は、教育委員会が管理し、執行することが法律で定められています。そして、わが国の文化財保護の基本となる文化財保護法では、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことので

千件の発掘調査のうち、九割以上が、この記録の保存のための発掘調査にあたります。

遺跡保存のための調査は、歴史や文化を理解するうえで特に重要な遺跡について、その具体的な様子や範囲などを確認するために行なわれるもので、学術目的の調査同様、目的達成のために必要な範囲に限り発掘し、調査による遺跡の解体を最小限にとどめることを原則とします。

一方、記録の保存を目的とした発掘調査は、道路や学校などの公共施設、マンションや店舗建設などの民間事業等、開発事業と遺跡の保護について調整した結果、現状での保存が困難と判断される場合に、工事により破壊される遺跡の記録を作成するために行なわれる発掘調査です。そのため、開発事業で影響を受ける部分はすべて調査し、最大限の情報を適切に得て、その記録を作成することが求められます。そして、原則的には記録を残し、遺跡は壊されることとなります。

この記録保存を目的とした発掘調査は、原則として、国の機関や県の事業に係るものは県教育委員会が、市の事業と民間事業については、市教育委員会が調査を担当します。

しかし、記録保存のための発掘調査であっても、調査の過程で特に重要な遺跡と判断される場合には、教育委員会が事業者、工事関係者等と工事範囲や工事方法等の変更について協議のうえ、理解と協力を得て工事内容を変更し、遺跡が保存される場合があります。また、地方公共団体が対象地を取得することで、工事による破壊を免れ、遺跡が保護される場合もあります。尼崎市では、工事中に遺跡が偶然みつき、十分な調査体制が整わないなか、多数の市民、学生、研究

松田直一 第七巻第二号・第三号

尼崎市円受寺の在銘一石五輪塔二基―尼崎市史の補遺― 田岡香逸 第九巻第一号
 西摂石屋の石造文化圏とその石大工（一）（二）（三） 田岡香逸 第一〇巻第二号・第三号、第一二巻第一号
 尼崎如来院の嘉暦二年笠塔婆（一）（二）（三） 田岡香逸 第一一巻第三号、第一二巻第一号

尼崎の笠塔婆 田岡香逸 第二六巻第一・二号
 本興寺方丈の建築史的意義について―配置と平面形態― 櫻井敏雄 第一八巻第三号
 氏神熊野神社と近世熊野信仰―摂津国尼崎の熊野神社を事例として― 豊島修 第二八巻第一号

尼崎中世石造美術の現況―阪神・淡路大震災後の調査結果― 福沢邦夫 第二九巻第一号
 源融伝承考 宮崎亮太 第三二巻第二号
 「大覚寺縁起絵巻」と「槻峯寺建立修行縁起絵巻」 高岸輝 第三三巻第一号

尼崎藩の領界碑 田中敦 第三六巻第二号
 尼崎藩の領界碑について―古文書調査からの検討― 岸添和義 第三八巻第二号
 ○なお、地名研究論文・史料は本書第III部第一章「尼崎の地理・地形」第一節〈入門編〉末尾の論文等一覧に「地名研究」として掲載したので省略した。

きないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」と定めています。そして、対象となる文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的

者が参加して発掘調査された田能遺跡の例がこれにあたります。田能遺跡では非常に重要な遺跡が発見されたことで、市民を中心とした保存運動が展開された結果、工事内容を一部変更して遺跡が保存され、その後、国の史跡に指定されました。

調査成果の保存と活用 教育委員会では、①指定・登録された文化財を保存し、活用をはかるための調査②文化財として指定・登録等保護の措置を講ずるための調査、③埋蔵文化財の記録作成等のための発掘調査④その他の歴史資料等の調査研究を行なっています。その成果は現地説明会や展示会、報告会で公開するほか、報告書や図録等として刊行しています。なかでも報告書は調査の記録であり、学術的な水準に即した内容で刊行することが求められます。これにより、多くの市民が報告書の内容を容易に理解し、十分に活用することは困難なところもあるうかと思えます。しかし、報告書として刊行することで、調査成果を記録として保存し、学術的に利用することができます。

また、調査成果を、市民向けの冊子の刊行や展示会、講座、講演会など、わかりやすく伝えることも欠かせません。調査成果が学術研究の進展に寄与するだけでなく、市民共有の財産として文化財が広く活用されることが何よりも大切です。

なお、遺跡の発掘調査報告書を除き、尼崎市教育委員会刊行のおもな文化財関連調査報告書及び市民向け冊子については、前項の（尼崎市教育委員会の刊行物）をご参照ください。

（執筆者） 益田 日吉
 ますだ ひよし

特論2 文化財・民俗2

歴史研究と民俗学



現代の民俗調査 尼崎市猪名寺で地元住民の案内によりフィールドワークを行なう園田学園女子大学の学生たち 平成二六年五月一八日撮影

ぐらいあって、蒼々とした淵になっていた。そこで子供がよく死ぬのである。私ももう少して死にかかった経験がある。（『故郷七十年』）

と述べています。このほかに、柳田は小さな祠に納められている珠を見て、昼の空に星を見ると、「神秘的な暗示」をうけたことも記しています。感受性豊かな人物であったことがわかります。これらの体験から柳田は、不思議なことや異界に関心をよせますが、折口信夫は、「先生の学問」（『民俗学新講』明世堂書店、一九四七）のなかで、

一口に言へば、先生の学問は、「神」を目的としてゐる。日本の神の研究は、先生の学問に着手された最初の目的であり、其が又今日において最も明らかな対象として浮き上つて見えるのである。強めていき、民俗学で明らかにしようとしたのではないのでしょうか。

このように柳田國男は、名もない庶民に眼差しをむけ、その暮らしを研究することから、物心両面から彼らの幸せを追求したといえましよう。

歴史と民俗 さて、柳田國男はみずからの学問を次のように位置付けています。

事象そのものを現象として、ありのまゝに凝視し、「わかつて居る」、「当たり前だ」といはれて居る其奥の真理を洞察することである。常民の自ら知らなかつたこと、今も尚知らないことに心づくことが、我々の学問なのである。

（柳田國男『民間伝承論』共立社、一九三四、『柳田國男全集』第八巻、筑摩書房、一九九八）

「常民」は、名もない庶民を示す柳田の術語ですが、

柳田國男と日本民俗学 日本民俗学の創始者である柳田國男は、明治八年（一八七五）しんとう 飾磨県神東郡辻川（現兵庫県神崎郡福崎町）の儒者の家に生まれました。一二歳で茨城県北相馬郡布川（ふかわ 現北相馬郡利根町）に転居し、その後、東京で暮らし、昭和三七年（一九六二）八七歳で死去します。

晩年、神戸新聞社六〇周年の記念として二〇〇回にわたって連載されたのが『故郷七十年』です。柳田の自伝といえるものであり、昭和三四年にのじごく文庫から刊行されました。

この書には、彼が幼い頃過ごした播磨の暮らしが記されており、それが民俗学の原点ともいえます。子どもの頃の経験から学問への関心を深めたのです。

そのひとつの体験が飢饉です。柳田は、明治一八年北条（現加西市）で飢饉を目の当たりにしています。また、利根川沿いの徳満寺の地藏堂で見た「子がえし（間引き）絵馬」の衝撃を「寒いような心になったことを今も憶えている」と述懐しています。そして、

飢饉といえば、私自身もその惨事にあつた経験がある。その経験が、私を民俗学の研究に導いた一つの動機ともいえるのであつて、飢饉を絶滅しなければならぬという気持ちで、私をこの学問にかり立て、かつ農商務省に入らせる動機にもなつたのであつた。（『故郷七十年』）

と述べるのでした。また、みずからの家と家族の不幸から、

「私の家は日本一小さい家だ」ということを、しばしば人に説いてみようとするが、じつは、この家の小ささ、という運命から、私の民俗学への志も源を發したといつてよいのである。（同前）

日々の暮らしにおける「当たり前」に潜む「奥の真理」を追究することに学問の目的をおいています。そして、『青年と学問』（日本青年館、一九二八、『柳田國男全集』

第四巻、筑摩書房、一九九八）に、

自分たちの一団が今熱中して居る学問は、目的に於いては多くの歴史家と同じ。只方法だけが少し新しいのである。

と民俗学は歴史学であることを述べています。また、昭和一六年一月一七日の西部朝日新聞社講堂における「最近の文化運動と民俗学」と題した講演会で、

民俗学という学問は、妙なふうに翻訳されてしまいましたが、簡単にいうならば、文化史を明らかにする道であります。ただ発展性のある、時代性のある文化を日本のために、一つの固まったものとしてやる学問です。文化史学といったほうがよいかもしれません。（今野圓助『柳田國男随行記』秋山書店、一九八三、『柳田國男全集』第三四巻、筑摩書房、二〇一四）

といい、民俗学は「文化史学」であるということです。それでは「少し新しい」方法とは何か。それは、現在の「当たり前」の暮らし、つまり日常生活に視点を置いて、歴史を明らかにしていくことでした。

田中久夫「歴史学としての民俗学」（『日本民俗学』第二〇〇号、一九九四・一一、のちに同「祖先祭祀の展開 日本民俗学の課題」清文堂出版、一九九九に収録）には、伝承資料を重ね合わせることによって、当時の伝承の在り方を知り、それを時代順に見て変化の後を知り、それを重ねて歴史の変遷の跡を知る。それが何故そのように変遷したのか、その変化の必然を

とも述べています。「何故に農民は貧なりや」という課題を解決することを目指したのです。

もうひとつの関心が、不思議なことです。柳田は、『山の人生』（郷土研究社、一九二六、岩波文庫、一九七六）でみずからを「耳が早くて怖い噂をたくさんに記憶している児童」であつたといっています。そして、この書やさきに紹介した『故郷七十年』に、自身が経験した神隠しのことを記します。

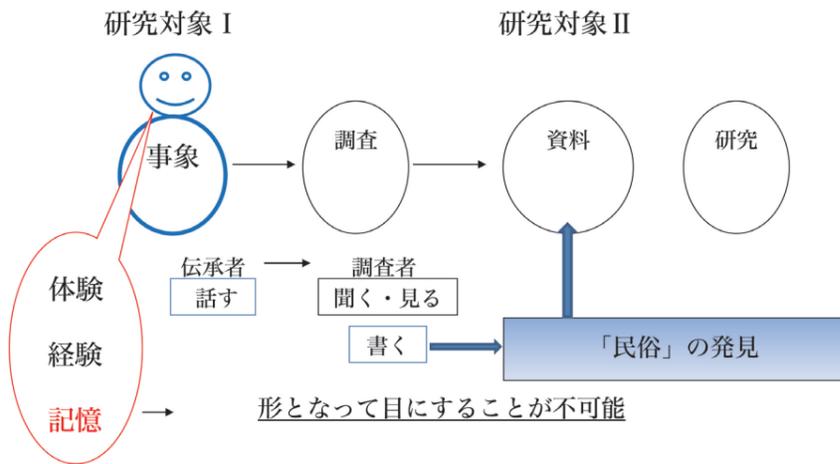
柳田は四歳のとき、実在しない神戸の叔母のところへ行こうと家を出たり、「七つ八つから十歳になるころまで、私は何度となく神隠しの話を耳にし」、「子供心に本当のこのように思っていた」と記しています。また七歳のときに、近所の青年の悪戯で連れ去られそうになったことがあり、「私の眼の色がこの刺戟のために、すっかり変わっていた」ことで、柳田家では大問題になったといっています。一一歳のときには、母親や兄弟と茸採りに行った際、同じところを廻っている間に、「よほど変な顔」になり、母に背中を叩かれて正気になったことを神隠しと考えていました。

さらに柳田は市川流域のカツパ（ガタロ）について、辻川あたりでは河童はガタロというが、随分いたずらをするものであつた。子供のころに、市川で泳いでいるとお尻をぬかれるという話がよくあつた。それが河童の特徴なわけで、私らの子供仲間でもその犠牲になったものが多かつた。毎夏一人ぐらいは、尻を抜かれて水死した話を耳にしたものである。市川の川つぶちに駒ヶ岩というのがある。今は小さくなって頭だけしか見えていないが、昔はずいぶん大きかつた。高さ一丈もあつたであろう。それから石の根方が水面から下へまた一丈

明らかにするのである。考える基準はどこまでも現在の民俗である。そのために民俗の分析が必要ということになる。また、そのためにもしっかりとした民俗調査が行なわれなければならない。ことに同時代ならばその変化の理由もあきらかにすることが比較的容易であるからである。

と述べています。歴史資料と民俗資料を重層的に重ねあわせることにより、歴史的な「変化の必然」を明らかにすることができるのです。柳田國男に師事した経歴を持つ千葉徳爾は、柳田から直接・間接に学んだことを伝えるとする文章のなかで、柳田にとつての歴史の研究は人々が営んできた暮らしのなかで忘れてしまつている「理由」を思い出す作業であり、

昔あつたものがそのまま現在もあるということとはあり得ない。それと同じように、いまのものごともしもいつまでも変わらないというものではなく、未来は必ず変わるはずで、昔のものごとが変わつてきた過程がわかれば、いまのものごとを変えていくにはどのような条件が必要かもわかる。つまり、変わっていくにはそれぞれ理由があり、または、そのときどきの必要があつた。ただ、そのどれをとるかについてはそれぞれの時代の人々の判断が働いたから、その判断が正しかったり誤つていたりしていたことで、結果はよくも悪くもなつたのである。（『福崎町史』第一巻、一九九四）と述べています。「いま」「ここ」での「当たり前」の暮らしを研究することから、時代による社会や文化の変化を明らかにすることができ、将来への指針を得ることも可能となるということです。そのために、聞き取り調査というフィールドワークを行ないますが、そこ



(図1) 日本民俗学の研究構造

での営みは、

山間や海辺の村々を歩いて老人に会い、その日常にある古風な習俗を観察するということは、研究者自身のなかではネガティブな存在になっている民俗を、老人たちが保持しているポジティブな民俗に置き換え、その間の脈絡を確認しあう意味をもっている。おなじ野外調査の名でよばれていても、考古学者の発掘する遺物・遺跡は久しいあいだ土中に埋もれ、この世から断絶してきたもので

化事象を指します。「有形文化」とは、衣食住をはじめとするモノと年中行事や祭礼などのコトです。

第二部の「寄寓者の学」は、しばらくその地に滞在し、そこで暮らす人々と会話を交わし、耳で聞いて知ることができるものです。昔話や伝説などコトバで伝承される文化です。

第三部の「同郷人の学」は、その土地で生まれて育った人の感情や信仰のことを「心意現象」と称しています。そこで暮らしてきた人々のココロを知るための文化事象です。

この三分類は、フィールドワークにおける伝承者との距離によるものであり、コト、モノを観察し、コト



松原神社の「ダンゴノボー」に供えられる神饌
平成二十七年三月一三日撮影

ある。民俗学は野外にでるけれども、実際はそれを媒介として自分自身のなかにあるものを同時に発掘している。

(高取正男「日本史研究と民俗学」(『岩波講座日本歴史』別巻二、岩波書店、一九七六、『民間信仰史の研究』法蔵館、一九八二)

というものでした。このような民俗学の研究をまとめたものが(図1)です。

フィールドワークの場では、話を聞かせてくれる伝承者と話を聞く調査者がいます。両者のコミュニケーションについては参与観察調査となります。その場では、話された言葉や見えている行為だけではなく、伝承者の持つ無数の記憶・経験・体験から、調査者の関心のある「民俗」を聞き出し、文字化する作業を行います。一人ひとりの「当たり前」の日常の記憶は、記録しないと消滅してしまうため、記録化する場がフィールドワークということになります。

通常の歴史の研究は、過去の人々が書き残した文献史料を厳密に読み、解釈し、歴史像を構築していきます。それに比べて民俗学による歴史研究は、記録を書き残す作業と書き残された資料(歴史資料、民俗資料)の読解という二段階の作業を進めていくこととなります。そうすると、人々のもつ記憶や伝承をどのように書くのかという点が重要となります。柳田國男は、「民俗語彙」という名で、それぞれの地域で伝えられてきた言葉を大切に厳密に記録することを重んじました。このことは、書き残された史料を読み解く際にも重要だといえます。

民俗学の範囲 それでは、「民俗」とはどのような

バを聞き、さらにココロを理解しようとする民俗学の目的を示すといえましよう。柳田國男が、みずから打ちたてた学問を「郷土生活の研究」と称したのは、そこで生活するものがみずからの「当たり前」の暮らしに目を向け、その意義を考えていくことを考えていたからでした。

尼崎の民俗―事例研究― ここで、尼崎市に伝承されている民俗の一例を紹介したいと思います。松原神社(浜田町一丁目)では、毎年三月一三日に「ダンゴノボー」と呼ばれる春祭が実施されています。平成二十七年(二〇一五)三月一三日に実見した様子をまとめてみます。

午後一時三〇分より、春祭が開始されます。神社拝殿に氏子七名と神職二名、巫女が着座し、修祓の後、祝詞の奏上があり、鈴、次いで刀を採り物にした巫女の舞です。その後、境内の拝殿前に設置された二つの釜の前で祭典が行なわれます。まず、社務所で白い装束に着替えた巫女が、釜の湯に塩と洗米を入れて参拝し、桶に入れた湯を祭主に渡し、祭主が本殿に供えます。その後、笹を手に取り、湯立て神楽を行います。この後、巫女が本殿に戻り、今度は扇、鈴を採り物にした神楽を舞います。鈴の舞の際に、参列者の頭の上で鈴を振ります。玉串奉奠があり、祭主が本殿と左右の摂社に参拝した後、参拝者全員で一礼して春祭は終了します。

この春祭が「ダンゴノボー」と称される所以は、本殿に二つと向って右の摂社二社、左の一社に供えられる特別な神饌(しんじかん)にあります。その内容は次のとおりです。〈コノシロのかすむし〉：コノシロに酒のかすをのせて蒸す。焼き物の替り。(ただし、写真はコノシロが

内容でしようか。柳田國男著『郷土生活の研究法』(刀江書院、一九三五、『柳田國男全集』第八巻、筑摩書房、一九九八)には次のように分類されています。

- 第一部 有形文化
 - 1 住居 2 衣服 3 食物 4 資料取得方法
 - 5 交通 6 労働 7 村 8 聯合 9 家・親族
 - 10 婚姻 11 誕生 12 厄 13 葬式 14 年中行事
 - 15 神祭 16 占法・呪法 17 舞踊 18 競技
 - 19 童戯と玩具
- 第二部 言語芸術
 - 1 新語作成 2 新文句 3 諺 4 謎 5 唱へごと
 - 6 童言葉 7 歌謡 8 語り物と昔話と伝説
- 第三部 心意現象
 - 1 知識 2 生活技術 3 生活目的

そして、この三つの分類について、目は採訪の最初から働き、遠くからも活動し得る。村落・住家・衣服・其他我々の研究資料で目によつて採集せられるものは甚だ多い。目の次に働くのは耳であるが、是を働かせるには近よつて行く必要がある。心意の問題は此両者に比して尚面倒である。自分は第一部を洒落て旅人の学と呼んでもよいといつて居る。通りすがりの旅人でも採集出来る部門だからである。之に倣うて第二部を寄寓者の学、第三部を同郷人の学ともいふ。(前掲『民間伝承論』)としてます。

第一部の「旅人の学」とは、そこでの暮らしを旅人の視点でとらえることであり、目で見て理解できる文

手に入らなかつたため鱒を焼いたものに酒の粕をのせている)

〈マテガイニツ〉：貝をゆでて身だけをダイコンなますにのせる。

〈バイニツ〉：ゆでてからふたが開かないように止めておく。

〈ハマグリ四ツ〉：二つは水を出すところを切つて、ふたが開かないようにゆでておく。もう二つは、ゆでてからおからをつめておく。

〈オヨネ〉：大豆ともち米をいって、花が咲いた様に米を混ぜさせたもの。

〈オヒラ〉：ゴボウは中をくりぬいて皮だけとしたものを斜めに切つて二切・湯葉・しいたけ・かまぼこ・ゆでた水菜。(湯とうぶ、あるいは色麩があることが記録されている)

〈塩味のおぼぎ〉：米の粉で細長い団子を五つ作り、塩味のあずきあんこをつける。

この神饌については、松原神社の祭神の一つである崇徳上皇にまつわる次のような伝承があります。

崇徳上皇が讃岐に流される途中大風が吹いて、この地に風を避けられた。そのとき自分たちの先祖が海の物・山の物を差しあげてお慰めした。上皇が讃岐で亡くなられてから、上皇の喜ばれたものをお供えして、その霊をお慰めしているという。

(『尼崎市史』第一〇巻)

この伝承の古い史料としては、『大庄村誌』(大庄村教育調査会、一九四二)に記録された、文禄三年(一五九四)五月の年紀のある浄専寺の「縁起」があります。

(前略) 崇徳天皇讃岐国へ御遷幸之時、武内太郎左衛門国房之家ニテ被遊御休幸。崇徳天皇崩御之

後我地ニ神社ヲ建テ奉鎮座ト雖モ、文明年中有事故村社松原之宮素盞鳴之神社之脇殿ニ奉移矣。然ル処武内之末第五十二世武内兵部卿貞之本願寺第八世蓮如法主ニ帰依シ為僧法名号紹郡。此時賜淨專寺号。如斯現地ニ一字ヲ建テ号宿禰山淨專寺。由緒如斯。

文祿三年五月

武内久左衛門時茂

淨專寺は松原神社の東に隣接する浄土真宗本願寺派の寺院です。寺院が成立する以前は、武内家が崇徳上皇の逗留した家であり、崇徳上皇を祀ってきたとあります。また、『大庄村誌』には、武内家の「古書三通」の一つとして次のような記録も紹介されています。

崇徳天皇讚岐国へ御幸配之御砌大風ニテ海中浪高ニ付キ当地ヘカカラセラレテ武内太郎家ニ御休幸被遊其時ニ天皇ヘ奉戴之品ハ海近キ御品このし、はまぐり、まて、かき、天皇イタク御感悦之余りわすれぬの御製並ニすくねつかの御製被為染武内へ賜ハル時ニ文明年中大浪ニテ水失ス、右之由緒アルヲ以テ今ニ至リテ毎年二月十八日天皇之御祭典ニ前書之御品ヲ神前ニ献ジ奉ル祭神之由緒ニ別記ス

後醍醐天皇隱岐国遷幸之折新浜田村菜切之里ニ御休幸ニテ寺井氏ヲ御在所トナシ給フ其時「菜切の里に宿りて」の御製ヲ又紫袈裟寺井武内之両人賜ハルト云フ

崇徳天皇 神祭毎年二月十八日奉献御品、鱧

蛤蠣唄糯団子 右之御品々奉献

此団子奉祭ト名ク世ニ団子奉ト云フ

往古ハ武内家ノ別格祭也

この記録から、浜田には二つの流され人の伝承があったことがわかります。崇徳天皇と後醍醐天皇が、それぞれ武内家、寺井家に滞在したとあります。そして、前者ゆかりの行事を旧暦二月十八日のダンゴノボー(団子奉祭、団子奉)といい、現在の神饌とは異なる牡蠣が含まれているものの、その他の海産物は同じものが記されています。同じく、『大庄村誌』掲載の武内家「家記伝」(天文一九年、一五五〇)には、文明七年(一四七五)の大風・高潮によって多くの史料が消失したとあり、伝承を記した記録は貴重なものとなっています。

江戸時代になると、松原神社の祭祀は、「宮座」とよばれる組織で行なわれていたようです。「天和元酉年(一六八二)：浜田村牛頭天王宮衆七人之内廻り持」ちでした。ところが元禄五年(一六九二)には、浜田村には宮座はなく庄屋が勤めていました。その後、天明元年(一七八二)には八名が宮座をつとめるようになっていました(浜田村に宮座なき旨請け書「天明元年、岡本俊二文書、『尼崎市史』第六巻)。ところが、この年に訴訟があり、天明五年には、旧来の宮座五名を「北宮講」とし、新たに二四名からなる「南宮講」が結成されます。「浜田村宮座一件取替せ証文」(天明五年、岡本俊二文書、同前)には、

- 一 正月注連飜^{つらね}之儀は双方講中より立合相調、御鏡餅は双方より可献事
 - 一 二月十八日神事は北宮講より御供可献事
 - 一 節句式日は都て双方講中より御供可献事
 - 一 十月五日神事は南宮講より御供可献事
 - 一 十一月十六日神事は双方より御供可献事
- とあり、正月は北南の宮講双方、二月一八日のダンゴ

ノボーの供物は北宮講、一〇月五日の秋祭りは南宮講、一月一六日のオヒタケ祭りは双方で行なうようになっていました。このような神社の年中行事は、祭日は変わっているものの、現代まで続いています。

現在は、北講(五名)南講(二五名)が一緒に上番・下番(三名ずつ)という宮当番で運営されています。しかし、ダンゴノボーの供物は北講が交替で整えています。昭和四〇年頃までは、北講の六家が、「七組作って供えたあと、各家に一組ずつおさがりとして配り、うち一組は淨專寺へ持って行く」(『尼崎市史』第一〇巻)とありますが、現在は五軒で五つの供物となり、淨專寺に持っていくことはありません。一時、北講は三家となったこともあったようですが、この供え物は途絶えることなく伝承されてきました。

このように、松原神社のダンゴノボーは、時代とともに担い手を変化させながらも、毎年繰り返すことによって崇徳上皇の話を伝え、地域の人々の記憶に刻まれているのです。コト・モノ・コトバを伝えることによって、「コト」が伝えられているといえましょう。

宮本常一が「生活の伝統」(昭和五年五月)という講演で、伝統とは、「自分の生活をどのように守り、それを発展させていくか、いったか、その人間的なエネルギーを指しているものであるだろうと思うのです」(『炉辺夜話 日本人のくらしと文化』河出書房新社、二〇〇五)と述べたように、民俗を伝承する力は、地域にとって、なくてはならないものだと思います。

(執筆者) 大江 篤^{あつし}